

厚生労働省  
令和7年12月09日  
16時00分現在

## 青森県東方沖を震源とする地震について（第 10 報）

### 1 厚生労働省における対応

- (1) 12/08 23:15 厚生労働省災害情報連絡室設置
- (2) 青森県および岩手県に対し、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）を活用した避難所の衛生環境等の把握と対応を依頼（12/9）

### 2 医療関係

#### （1）医療関係全般

12月8日	23時22分	青森県 EMIS 警戒モードに変更
	23時28分	茨城県 EMIS 警戒モードに変更
	23時30分	群馬県 EMIS 警戒モードに変更
		秋田県 EMIS 警戒モードに変更
	23時31分	北海道 EMIS 警戒モードに変更
	23時32分	埼玉県 EMIS 警戒モードに変更
	23時36分	岩手県 EMIS 警戒モードに変更
	23時38分	福島県 EMIS 警戒モードに変更
	23時39分	東京都 EMIS 警戒モードに変更
	23時41分	北海道 EMIS 警戒モードに変更
		新潟県 EMIS 警戒モードに変更
	23時43分	千葉県 EMIS 警戒モードに変更
	23時44分	岩手県 EMIS 災害モードに変更
	23時45分	神奈川県 EMIS 警戒モードに変更
	23時49分	栃木県 EMIS 警戒モードに変更
	23時56分	群馬県 EMIS 警戒モードに変更
	23時59分	青森県 EMIS 災害モードに変更
12月9日	0時05分	山形県 EMIS 警戒モードに変更
	1時35分	宮城県 EMIS 警戒モードに変更

#### （2）医療施設の被害状況（12月9日 11時00分時点）

青森県： 1 医療機関（病院）で、停電あり。→解消済（12/9）  
1 医療機関（病院）で、断水あり。

2 医療機関（病院）で、水道管の破損による水漏れ報告あり。

市町村名	被災 施設数		被災状況別内訳									
			浸水		停電		断水		医療ガス		その他	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
青森県(合計)	3	2	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0
八戸市(はちのへし)	2	1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	1
むつ市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

#### (3) DMAT の活動状況 (12月9日 11時00分時点)

北海道・東北・関東ブロックのDMATが自動待機→解除済 (12/9)

青森県：DMAT調整本部設置 (12月9日)

青森県内のDMATを7チーム派遣中

#### (4) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係

医薬品・医療機器の製造販売業者に対し、医療用医薬品・医療機器の製造所に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請 (12/9)。

医薬品・医療機器の卸売販売業者に対し、適正な流通を阻害するがないよう、万全の措置を講ずるよう注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請 (12/9)。

現時点で被害報告なし。

#### (5) DPAT の活動状況

青森県：DPAT調整本部設置 (12月9日)

北海道：DPAT調整本部設置 (12月9日)

### 3 社会福祉施設等関係

#### (1) 高齢者関係施設の被害状況

青森県おいらせ町の1施設、むつ市の1施設において建物被害あり (12/9)。

#### (2) 障害者関係施設の被害状況

青森県八戸市において、1施設に停電あり。当該施設において人的被害なく、既に解消済み (12/9)。

## 4 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

### (1) 薬局・薬剤師関係の被害状況

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、薬局に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（12/9）。

現時点で被害報告なし。

### (2) 輸血用血液製剤の供給

採血事業者（日本赤十字社）に対し、採血所や製造施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（12/9）。

現時点で被害報告なし。

### (3) 毒物劇物関係の被害状況

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、毒劇施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（12/9）。

現時点で被害報告なし。

## 5 保健・衛生関係

### (1) 被災者の健康管理

各都道府県等に対し、地震の影響による保健所等の被害情報の収集や保健所等に被害があった場合に厚生労働省へ連絡することを要請。また、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための資料をまとめた事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の健康管理を行うにあたり、十分な対策を行うよう依頼（12/9）。

### (2) DHEAT の活動状況

全国DHEAT協議会について、連絡体制の確保を確認済み（12/8）

### (3) 人工呼吸器使用者の安否

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（12/9）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（12/9）。

現時点で被害報告無し。

### (4) 人工透析患者の安否

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。

また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。

(12/8)

現時点での被害報告無し。

#### (5) 感染症対策

避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡とリーフレットを発出するとともに、必要に応じて国立健康危機管理研究機構等の専門家を派遣可能であることを周知。(12 / 9 )

### 6 労働基準関係

#### (1) 労働基準関係の業務運営について

各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営について指示(12/9)。(事務連絡「自然災害時における労働基準関係行政の運営について(令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害)」)

- ①労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化
- ②労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施
- ③企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

#### (2) 労災病院等の被害状況について

独) 労働者健康安全機構が有する労災病院等の施設における被害報告なし。

### 7 介護保険関係

#### (1) 被災した要介護高齢者等への対応について

- 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど)について周知し、特段の配慮を要請(12/9 青森県、岩手県)。
- 当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡(12/9)。
- また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出(12/9)。

(2) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて

- 要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知(12/9)。

## 8 医療保険関係

- 被災に伴い被災者がマイナ保険証又は資格確認書等を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請(12/9)。

※「令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書等の提示等について」（令和7年12月9日付け保険局医療課事務連絡）を送付(12/9)。

- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和7年12月9日付け保険局保険課事務連絡）を送付(12/9)

- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和7年12月9日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付(12/9)。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

- 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和7年青森県東方沖を震源とする地震に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」

（令和7年12月9日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付(12/9)。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

- 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（12/9）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（12/9）。

※「令和7年青森県東方沖を震源とする地震に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和7年12月9日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（12/9）。

以上